

1. 件名：検査制度見直しに関する電気事業連合会等との面談

2. 日時：平成31年2月28日（木）10：00～11：25

3. 場所：原子力規制庁2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 古作課長補佐、伊藤補佐、高橋課長補佐

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、吉澤管理官補佐、二宮上席原子力
専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社

原子燃料サイクル部 輸送技術対策担当 課長 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 バックエンド・輸送グループ 課長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ リーダー

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料計画グループ 主査

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 担当

日本原燃株式会社 輸送管理部 輸送管理グループ 副長 他1名

電気事業連合会 原子力部 副長

5. 要旨

(1) 電気事業連合会から、本年1月8日の面談を踏まえ、配布資料（1）に基づき、事業所外廃棄確認に係る英国記録確認検査における記録の信頼性確保の考え方、国内における放射能濃度及び発熱量の検査の考え方等について説明があった。

原子力規制庁から、これまでの第三者機関の監査や必要に応じて国内で事後検証するとしている放射能濃度及び発熱量の測定の位置付けについて再確認し、事業者の検査として位置付けることを認識共有するとともに、その趣旨を明確にした資料を提示するよう求めた。また、放射能濃度及び発熱量の申請値と測定値の比については、判定基準とするのではないにしても、想定を超える測定値だった場合には英国記録の適切性に係る検討を行う旨が明確となるよう合わせて求めた。

また、原子力規制庁から、本検討結果を踏まえた保安規定等への反映方針について、事業者側において整理するよう求めた。

(2) 日本原燃から、配布資料（2）に基づき、輸入廃棄物の廃棄物管理施設への輸送及び受入れに係る新検査制度への対応に関する検討状況について説明があった。

原子力規制庁から、保安規定への記載について、返送等の可能性も踏まえ、事業所

外運搬に関する規定として検討を進めるよう求めた。

6. 配布資料

- (1) 輸入廃棄物（英国返還ガラス固化体）の事業所外廃棄確認に係る新検査制度への対応について（電気事業連合会資料）
- (2) 日本原燃(株)における輸入廃棄物の廃棄物管理施設への輸送および受入に係る新検査制度への対応（案）について（日本原燃株式会社資料）